

更新申請に係る取り扱いについて

1 趣旨

本資料は、介護分野における文書に係る負担軽減の観点から、指定更新に係る取り扱いを変更することについてお伝えするものです。

2 更新申請とは

- 指定介護サービス事業所等には、指定の効力に6年間の期限があります。
- 指定事業者は、指定日（前回更新日）から6年を経過前に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失います。
- 当該有効期間を更新するには、事前に更新申請を行う必要があります。
- 指定等の更新は、事業所ごとに行います。

3 更新申請に係る取り扱いの変更点

文書に係る負担軽減の観点から、先に指定更新を迎えるサービスと同時に更新申請の手続きを行うこと（指定等の有効期間をあわせて更新する対応）を可能とします。

	変更前	変更後												
対象	下記のいずれも満たす事業所 ● 同一事業所で複数のサービスの指定を受けている。 ● 当該サービスが一体的に運営されている。													
指定有効期限	それぞれの指定等の有効期限が異なっている。 (例) 同一事業所 <table border="1"><thead><tr><th>サービス種別</th><th>指定有効期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>訪問看護</td><td>令和2年4月1日 から 令和8年3月31日</td></tr><tr><td>介護予防訪問看護</td><td>令和2年9月1日 から 令和8年8月31日</td></tr></tbody></table>		サービス種別	指定有効期間	訪問看護	令和2年4月1日 から 令和8年3月31日	介護予防訪問看護	令和2年9月1日 から 令和8年8月31日						
サービス種別	指定有効期間													
訪問看護	令和2年4月1日 から 令和8年3月31日													
介護予防訪問看護	令和2年9月1日 から 令和8年8月31日													
次回指定有効期間開始日	それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合、 <u>それぞれの有効期間で更新申請の届出が必要です。</u> (例) <table border="1"><thead><tr><th>サービス種別</th><th>次回開始日</th></tr></thead><tbody><tr><td>訪問看護</td><td>令和8年4月1日</td></tr><tr><td>介護予防 訪問看護</td><td>令和8年9月1日</td></tr></tbody></table> ※令和8年に2度の申請が必要	サービス種別	次回開始日	訪問看護	令和8年4月1日	介護予防 訪問看護	令和8年9月1日	それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合でも、 <u>有効期間をあわせて更新申請が可能です。</u> (例) <table border="1"><thead><tr><th>サービス種別</th><th>次回開始日</th></tr></thead><tbody><tr><td>訪問看護</td><td>令和8年4月1日</td></tr><tr><td>介護予防 訪問看護</td><td>令和8年4月1日</td></tr></tbody></table> ※令和8年に1度の申請で完結	サービス種別	次回開始日	訪問看護	令和8年4月1日	介護予防 訪問看護	令和8年4月1日
サービス種別	次回開始日													
訪問看護	令和8年4月1日													
介護予防 訪問看護	令和8年9月1日													
サービス種別	次回開始日													
訪問看護	令和8年4月1日													
介護予防 訪問看護	令和8年4月1日													

4 対応可能とするサービスの組み合わせ

本取り扱いは、同一事業所（運営法人及び事業所の所在地が同じ）で複数のサービスの指定を受けており、一体的に運営がされている事業所が対象となります。なお、複数のサービスの組み合わせについては、表のとおりです。

No	サービス	
(1)	訪問介護	介護予防訪問介護相当サービス 又は訪問型サービス
(2)	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
(3)	訪問看護	介護予防訪問看護
(4)	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
(5)	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
(6)	通所介護	介護予防通所介護相当サービス 又は通所型サービス
(7)	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
(8)	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
(9)	短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
(10)	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
(11)	福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
(12)	特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
(13)	(11)	(12)
(14)	居宅介護支援	介護予防支援
(15)	地域密着型通所介護	介護予防通所介護相当サービス 又は通所型サービス
(16)	認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
(17)	小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
(18)	認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護

5 手順（指定等の有効期間をあわせて更新する対応）

先に指定有効期間満了日を迎える事業所の指定更新申請の届出を行う際に、それぞれの指定更新申請書とあわせて、別紙「指定有効期間をあわせて更新する旨の申出書」をご提出ください。

6 その他

指定等の有効期間をあわせて更新する対応が可能といたしますが、本対応を強要するものではありません。それぞれの指定等の有効期間にあわせて申請することも可能です。ご注意ください。

指定有効期間をあわせて更新する例示

1 指定有効期間をあわせる前

	R2.4.1	R2.9.1	...	R8.4.1	R8.9.1	...	R14.4.1	R14.9.1
訪問看護	新規指定	→	→	指定更新	→	→	指定更新	→
介護予防 訪問看護		新規指定	→	→	指定更新	→	→	指定更新

2 指定有効期間をあわせた後

	R2.4.1	R2.9.1	...	R8.4.1	R8.9.1	...	R14.4.1	R14.9.1
訪問看護	新規指定	→	→	指定更新	→	→	指定更新	→
介護予防 訪問看護		新規指定	→	指定更新	→	→	指定更新	→

指定有効期間をあわせて更新する旨の申請をすることで、
両サービスの指定更新申請が、一度の手続きで可能となります。